

(5) 環境関連法規の適用の判断

- 工場運営において環境関連法規で適用される要件を 2022 年 4 月時点の情報に基づいてまとめています。

法律	適用を受ける要件	備考	掲載ページ
環境基本法	責務規定のみ		18
大気汚染防止法	以下の施設を保有 ① ボイラー ○令和 4 年 9 月 30 日まで ・伝熱面積 10 m ² 以上 ・バーナーの燃焼能力 50 L/h 以上（重油換算） ○令和 4 年 10 月 1 日以降 ・燃料の燃焼能力 50 L/h 以上（重油換算） ② 乾燥炉：以下のいずれかに該当するもの ・火格子面積が 1 m ² 以上 ・バーナーの燃焼能力 50 L/h 以上（重油換算） 変圧器の定格容量が 200 kVA 以上 ③ 廃棄物焼却炉：以下のいずれかに該当するもの ・火格子面積が 2 m ² 以上 ・焼却能力が 200 kg/h 以上 ④ ガスタービン：燃料の燃焼能力が 50 L/h 以上（重油換算） ⑤ ガス機関：燃料の燃焼能力が 35 L/h 以上（重油換算）	焼却炉はばい煙と水銀が対象 事故時の通報の対象には指定物質が加わる	26
	以下の施設の乾燥施設で数値以上の送風機送風能力を保有 ① 塗装用で 10,000 m ³ /h 以上 ② 粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙または包装材料用で、5,000 m ³ /h 以上 ③ オフセット輪転印刷で、7,000 m ³ /h 以上 ④ グラビア印刷機で、27,000 m ³ /h 以上		31
	石綿が発生、排出、飛散させる建築材料が使用されている建屋の解体時		34
自動車 NOx・PM法	首都圏対策地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知・三重圏対策地域（愛知県、三重県）、大阪・兵庫圏対策地域（大阪府、兵庫県）（巻末資料 4）で、30 台以上の車を保有		38
水質汚濁防止法	公共下水道に接続されていない事業場で、以下の施設を保有 ① 自動式フィルム現像洗浄施設 ② 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設（PS 版現像洗浄施設） ③ 酸またはアルカリによる表面処理施設（製版施設が該当） ④ 電気めっき施設（製版施設が該当） ⑤ エチレンオキサイドまたは 1,4-ジオキサンの混合施設 ⑥ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンによる洗浄施設 ⑦ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンの蒸留施設 ⑧ BOD や浮遊物質量、油などを規定濃度以上に排出する施設（詳細は表 II-1-32 参照） ⑨ シアン化合物、六価クロム、ほう素、ふっ素、アンモニア化合物等を含む液体の貯蔵施設（対象物質は表 II-1-31 参照）	有害物質や指定物質には事故届	41
下水道法	公共下水道に接続されている事業場で、以下の場合 ① 継続して 1 日あたり 50 m ³ 以上の汚水を排出 ② ヨウ素消費量、油、温度、pH、BOD などが規定以上排出（項目は表 II-1-40 参照） ③ 自動式フィルム現像洗浄施設 ④ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設（PS 版現像洗浄施設） ⑤ 酸またはアルカリによる表面処理施設（製版施設が該当） ⑥ 電気めっき施設（製版施設が該当） ⑦ エチレンオキサイドまたは 1,4-ジオキサンの混合施設 ⑧ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンによる洗浄施設 ⑨ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンの蒸留施設 ⑩ 廃棄物焼却炉		52
浄化槽法	浄化槽を設置している事業場		57

法律	適用を受ける要件	備考	掲載ページ
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海やこれに流入する河川に排水している事業場（巻末資料 6、巻末資料 7 参照）で以下の施設を設置 ① 自動式フィルム現像洗浄施設 ② 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設（PS 版現像洗浄施設） ③ 酸またはアルカリによる表面処理施設（製版施設が該当） ④ 電気めっき施設（製版施設が該当） ⑤ エチレンオキサイドまたは 1,4-ジオキサンの混合施設 ⑥ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンによる洗浄施設 ⑦ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンの蒸留施設		60
湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼に流入する河川に排水している事業場（巻末資料 8 参照）で以下の施設を設置 ① 自動式フィルム現像洗浄施設 ② 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設（PS 版現像洗浄施設） ③ 酸またはアルカリによる表面処理施設（製版施設が該当） ④ 電気めっき施設（製版施設が該当） ⑤ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンによる洗浄施設 ⑥ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンの蒸留施設		62
騒音規制法	指定地域（該当の有無は、事業場所在の市町村に確認）で、以下の施設を設置 ① プレス機 ② 空気圧縮機 ○令和 4 年 11 月 31 日まで ・出力 7.5 kW 以上 ○令和 4 年 12 月 1 日以降 ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとし環境大臣が指定するものを除き、出力 7.5 kW 以上 ③ 出力 7.5 kW 送風機 ④ 原動機を用いる印刷機 ⑤ 合成樹脂用射出成型機	条例で上乗せがある	64
振動規制法	指定地域（該当の有無は、事業場所在の市町村に確認）で、以下の施設を設置 ① プレス機 ② 空気圧縮機 ○令和 4 年 11 月 31 日まで ・出力 7.5 kW 以上 ○令和 4 年 12 月 1 日以降 ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとし環境大臣が指定するものを除き、出力 7.5 kW 以上 ③ 出力 7.5 kW 送風機 ④ 原動機を用いる印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上） ⑤ 合成樹脂用射出成型機		67
悪臭防止法	規制地域（該当の有無は、事業場所在の市町村に確認）の事業場		70
工業用水法	指定地域（巻末資料 9 参照）で井戸を設置		73
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域（巻末資料 10 参照）で井戸を設置		74
土壤汚染対策法	① 水質汚濁防止法の指定施設を廃止、または有害物質の使用を廃止 ② 3,000 m ² 以上（水質汚濁防止法の有害物質を使用または使用していた場合は 900 m ² 以上）の土地の形質を変更		75
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	① 設置しているボイラー、乾燥炉、コジェネの排出ガス量が工場全体で 10,000 Nm ³ /h 以上 ② 水質汚濁防止法による特定施設のうち有害物質を排出する施設 ③ 水質汚濁防止法の適用を受け、水質汚濁防止法による特定施設設置工場で排出水量が 1,000 m ³ /日以上 ④ 機械プレス（呼び加圧能力 980 kN 以上）の設置工場 ⑤ 液圧プレス（矯正プレスを除く、呼び加圧能力 2,941 kN 以上）または機械プレス（呼び加圧能力 980 kN 以上）の設置工場		79
循環型社会形成推進法	責務規定のみ		84
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物を排出		86

法律	適用を受ける要件	備考	掲載ページ
資源の有効な利用の促進に関する法律	紙・プラスチック製容器包装を扱っている印刷業者	表示の義務付け	96
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	事業者全体で廃プラスチック類を年間 250 トン以上排出する事業者		98
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	「常勤の従業員 20 人以下かつ事業年度の売上高 2 億 4 千万円以下」に該当しない事業者で容器包装を製造するもの		101
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	責務規定のみ		103
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	責務規定のみ		112
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）の合計が 1,500 kL/年以上（電気の場合は約 600 万 kWh/年）		114
	貨物輸送を委託している量（自ら輸送している量も含む）が 3,000 万トンキロ/年以上		121
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	延べ面積を 300 m ² 以上のオフィスビルの新築、増改築		123
地球温暖化対策の推進に関する法律	① エネルギー起源 CO ₂ が全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が 1,500 kL/年以上 ② 事業者全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上で、温室効果ガスの種類ごとに事業者の排出量合計が CO ₂ 換算で 3,000 トン以上		126
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	冷媒としてフロン類が充てんされているエアコンディショナー、冷蔵機器および冷凍機器を設置		130
特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	常用雇用者数 21 人以上の事業者で、第 1 種指定化学物質の年間取扱い量が 1 t 以上の事業所		134
ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉を設置		138
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法	PCB を含有している機器を設置・保管		141